

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
I 現状 (1) 地域の災害リスク (自然環境の特性) 新座市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約 25km 圏に位置し、東西約 7km、南北約 8km、総面積 22.78km²を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び 東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接し、地域の 半分が東京都に接する、武蔵野の面影を残す数少ない都市である。 地形は、武蔵野台地と呼ばれるほぼ平坦な台地上に位置している。この平坦な台地を南 西から北東に流れて新河岸川に注ぐ北の柳瀬川と南の黒目川が台地を開析し、それぞれ低 い段丘と谷底平野を形成している。市域の主部が位置する台地は別称「野火止台」とも呼ばれ、柳瀬川から西北部は「所沢台」、黒目川から東南部は「朝霞台」とも呼ばれている。 本市及び周辺の地質は、大部分関東平野を構成する第四系（第四紀）の地質から成り立っている。本地域を含めて、武蔵野台地は、関東山地を侵食して流れた諸河川のうち、古多摩川の流域にあたり、大部分は古多摩川によって運搬されてきた砂礫層やシルト層・泥層から構成されている。 武蔵野台地は海水準の低下に伴い、侵食が進み、形成時期の違いでいくつかの地形面を作っている。離水（海水準の低下や土地の隆起で土地が相対的に高くなること。）した地形面上には関東ロームと呼ばれる火山灰などが重なっており、離水時期の違いによって関東ローム層の層厚も異なっている。 本地域は地形も地質も北北東にやや傾斜している。これは埼玉県加須市付近を中心に沈降し関東の周辺部が相対的に隆起したいわゆる「関東造盆地運動」によるものと考えられる。 河川は、その南東側をほぼ黒目川によって、北西側を柳瀬川によって境されており、両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいる。 (人口の推移) 本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和30年3月、大和田町と片山村が合併して誕生した。合併当時11,700 人であった人口は、その後、都市化とともに 急増し、昭和45 年には73,450人に増加した。同年 11 月 1 日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和 5 年 10 月 1 日現在、世帯数79,011世帯、人口165,876人となっている。 一世帯当たりの平均人員は、昭和 40 年には3.7人であったがその後徐々に低下し、令和 5 年には2.1人となっている。 人口密度は、市制が施行された昭和 45 年に3,209人/km²であったが、その後増加し、令和 5 年には7,282人/km²となっている。 (洪水：ハザードマップ) 国は、荒川水系荒川（河口から上流84.4kmまで）と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定し、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行っている。浸水想定では、国土交通省荒川上流・下流河川事務所が、想定される最大規模の大雨（荒川流域の 72 時間総雨量 632 ミリ）が降ったことにより、荒川やその支川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を「荒川水系荒川浸水想定区域図」として作成している。これによると、国道 254 号線以北の柳瀬川沿いで最大で 0.5～3m 未満の浸水が想定される。 県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、「水位周知河川」に指定し、浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね 1000年に 1 回程度起こる想定最大規模の大雨（2 日間に総雨量 746 ミリ）が降ったときに、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。 新座市では、上記 2 つの浸水想定区域及び本市が独自に行った黒目川沿いの浸水想定区域の調査から予測される浸水範囲とその深さを基に、令和3年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマッ

プ」として取りまとめている。これによると、柳瀬川沿いの地域及び黒目川沿いの地域は浸水想定区域となっていることから、当該地域は、特に避難体制を整備する必要があり、また、近年のゲリラ豪雨等による内水氾濫は、市内どの地域でも発生するおそれがある。

そこで、本市は、市民に対して河川氾濫の浸水想定区域及び内水氾濫の履歴に係る情報を提供し、市民が各地域の状況に応じた計画的な避難方法を検討できるよう助言している。

なお、避難方法としては、避難所への避難だけではなく、自宅や隣接建物の上階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）することの有効性についても周知を図っている。

また、土砂災害については、前兆現象もなく急に発災するおそれがあることから、土砂災害警戒区域の住民に対する一斉情報伝達・収集システムを活用し避難情報を発信する体制を整えている。

（震災：中央防災会議）

新座市は、中央防災会議が公表している、「どの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3）」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8）」を想定地震として、被害想定を行い、対策を検討していくものとする。

中央防災会議の想定した震度分布を見ると、これらの地震による本市の震度は震度 6 強（6.0～6.25）であるので、市内の計測震度を一律に 6.2 として被害想定を実施する。本市に係る地震被害想定としては、県が平成 24・25 年度に地震被害想定調査を実施して、その結果を公表している。その中で県は、東京湾北部地震、立川断層帯地震等、5 つの地震を想定して被害想定を実施している。そのうち、新座市に最も大きな被害が発生すると想定される地震は、東京湾北部地震である。他に、南海トラフ地震等の地震も被害が懸念されている。

（その他）

新座市は、農村時代の昔から風水害の少ない地域であったが明治 5 年の柳瀬川右岸水防組合設立の記録から、この地域に多少災害があったことを伺わせる。昭和 29 年に柳瀬、中野、竹間沢の 3 か町村にわたる左岸水防組合が設立されたことは、柳瀬川のような中河川においても水防が重要になったことを示している。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、新座市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

新座市では、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」に基づき、感染拡大防止など必要な対策を適切に実施できるよう、平成26年11月に「新座市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

(2) 商工業者の状況 (令和3年度経済センサス-活動調査結果より)

・商工業者数 4,474 件

【商工事業業者数の内訳】

農林水産業	建設業	製造業	卸売・小売業・飲食業・宿泊業	金融保険業	不動産業	運輸・情報通信業	電気・ガス・水道	サービス業	合計
5	769	455	1,279	45	342	257	—	1,322	4,474

(3) これまでの取り組み

①新座市の取り組み

- ・新座市防災マップ・ハンドブックの発行 (令和5年 11 月)
- ・新座市地域防災計画の修正 (令和 5 年 3 月)
- ・新座市洪水・土砂災害ハザードマップの発行 (令和 6 年 3 月)
- ・土のうステーション設置 (市内 5 ヶ所)
- ・緊急速報メールの配信開始 (平成 24 年 5 月)
- ・新座市地震ハザードマップの発行 (令和 6 年 4 月)
- ・避難所参集・開設訓練の実施 (毎年)
- ・防災フェアの開催
- ・新座市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成26年11月)
- ・商工会WEBセミナーによる事業継続力強化計画作成講座の実施

②当会の取り組み

- ・新座市商工会危機管理マニュアルの策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・埼玉県主催 BCP オンラインセミナー開催の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常用軽食・飲料水等を職員用 3 日程度)備蓄
- ・新座市消防署による災害研修事業の実施

II 課題

<新座市商工会自身のBCPについて>

- ・現状 (上記の危機管理マニュアル) では、事前対策と初動対応が中心に置かれ、事業継続の体制作りが策定されていないため、BCPの策定が必要である。
- ・初動対応時の避難訓練が十分でない。
- ・対策本部の立ち上げ基準が明確でない。対策本部の立ち上げ訓練を行い、不明確な点を加筆することが必要である。
- ・市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡などの訓練が為されていない。
- ・危機管理マニュアルには優先業務と記載があるが、事業継続の観点から、何が優先業務 (重要業務) なのか明記されていない。
- ・優先業務継続のボトルネック (必要となる職員の人数など) の抽出が為されていない。
- ・ボトルネックを解消する手段や方法が明記されていない。
- ・優先業務の継続に必要な従業員数と災害時に参集可能な職員数の対比が為されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

＜小規模事業者への支援について＞

- ・自然災害の少ない地域であるため、事業者の災害リスクへの認識があまり高くない。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

III 目標

＜小規模事業者に対して＞

- ・地区内小規模事業者に対し巡回指導時にハザードマップ等を活用して災害リスクや感染症等リスクを認識させる。
- ・事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。
- ・計画策定のメリット(低利融資、防災・減災設備の税制措置、補助金の加点など)を周知する。

＜商工会自身＞

- ・発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう商工会組織内における体制を構築する。
- ・発災時の関係機関（新座市役所・埼玉県商工会連合会など）との連携体制を構築する。
- ・事業継続力強化支援計画策手のための新座市役所との協議を契機にして、災害時における市との意思疎通体制を構築する。
- ・危機管理マニュアルを見直し、事業継続を主眼に置いたBCPを策定する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、新座市策定の自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)
- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練 (AED 使用等)、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。
- ・**新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。**
- ・**新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施 する。**
- ・**事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。**

2) 新座市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では新座市商工会危機管理マニュアルの策定している。
- ・しかし事前対策や初動応急対応に特化しているため、**令和12年3月末**までに商工会機能を継続するための計画を作成する。

3) 関係団体との連携

- ・新座市との災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との間で協定事項と災害発生時の連携手続きの確認を行う。
(協定事項とは：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供など)
- ・**感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など) の紹介 等も実施する。**

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・新座市役所市民生活部産業振興課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 訓練の実施

- ・地震や台風災害の発生を想定して、新座市役所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導
 - ・商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する
- ②商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・見回りの役割分担を決めておく
- ③上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。
 - ・LINE のグループ設定を行い、安否確認を発信する。その後職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めている LINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ④事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ⑤国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ⑥感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新座市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。職員自身が命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ②自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館まで、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。
- ③新座市で取りまとめた「新座市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

「職員行動基準」

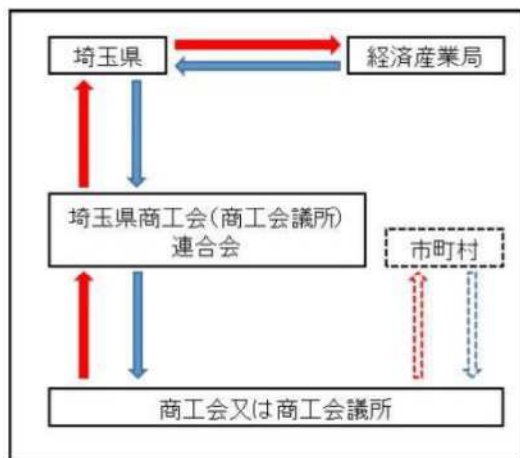
危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	・震度6以上の地震発生 ・新座市長が「非常事態」と認めた時	・初動対応を行う（避難、来会者の避難誘導） ・本部長の指示により帰宅する（家族の安否確認が出来ない職員を中心に） ・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する	・安否状況を商工会に報告する ・本部長の指示に従い、自宅待機する	・初動対応を行う（来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握） ・商工会に残り対策本部活動（出かけている職員の安否確認、家族の安否確認）を実施する ・商工会外にいるときは商工会に至急戻る	・安否状況を商工会に報告する ・家族の安全を確認した後、商工会に参集する ・商工会に参集後、対策本部活動（職員の安否確認、建物被害状況把握）を実施する
B	・震度5強の地震の発生 ・新座市長が「警戒体制（2号配備）」と認めた時	・本部長の指示により、業務を継続する ・商工会外にいるときは本部長の指示に従う	・安否状況を商工会に報告 ・本部長の指示に従い、商工会に参集する	同上	同上
C	・震度5弱の地震の発生 ・新座市長が「警戒体制（1号配備）」と認めた時	・会員の状況を把握する ・通常業務を行う	・通常通り商工会に参集	・会員の状況を把握する ・相談の受付を行う	・通常通り商工会に参集

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定めておく。

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・市や県連との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、市や県連に報告する
- ・当会と新座市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と新座市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて当会又は新座市より埼玉県へ報告する



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・会員や小規模事業者の被害状況を確認する
- ・国や県又は市の被災事業者施策について、会員などに周知する
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

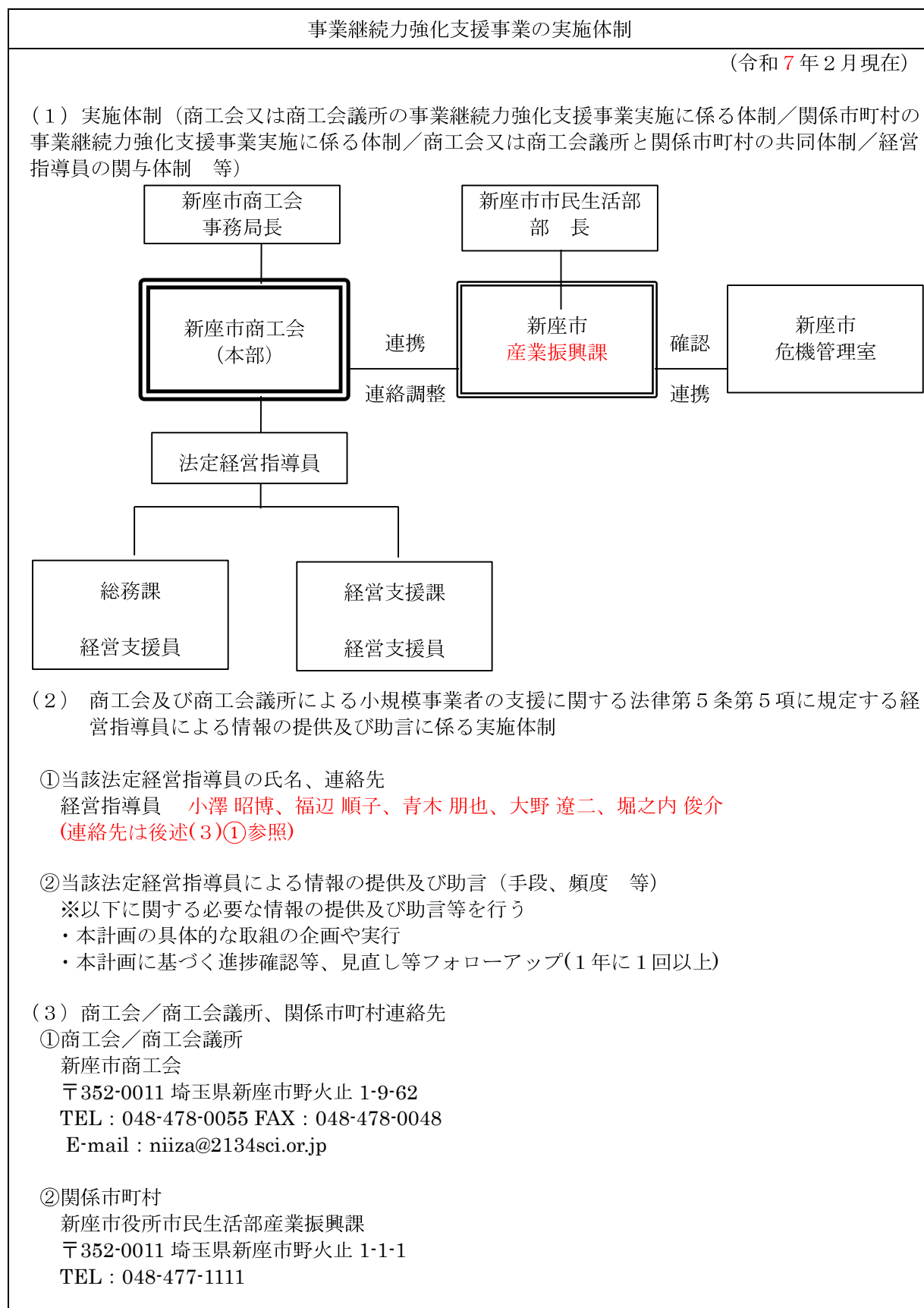
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣	330	330	330	330	330
・ セミナー開催費	132	132	132	132	132
・ パンフ、チラシ製作費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	88	88	88	88	88

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新座市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 担当支店 埼玉西北支店 埼玉西北第一支社 〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町1-7川越西口ビル3階 Tel 050-3460-9068
連携して実施する事業の内容
① 災害に対応した保険の周知 事業者に対し、災害時に復旧の手助けになる災害に備えた保険加入の必要性を訴求する。 ② 災害に備えたBCP計画の策定支援 ③ BCPセミナーの開催、個別相談
連携して事業を実施する者の役割
① 当会は、事業者に対し自然災害向けBCPの策定の必要性を周知する。 ② 当会は、連携者協力してセミナー、個別相談会の企画をする。 ③ 当会は、連携者と協力して、災害リスク対策の情報提供を行う。 ④ 連携者は、セミナーの開催、個別相談会について当会に協力する。 ⑤ 連携者は、当会の協力のもと事業者のBCP策定に関して協力支援する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[新座市商工会 事務局長] --> B[新座市商工会 法定経営指導員] C[あいおいニッセイ 同和損害保険(株)] --> D[担当職員] B <--> 連携 連絡調整 D B --> E[・災害保険の周知 ・BCP計画の策定支援] D --> F[・保険の加入促進 ・BCP計画策定のための情報提供] E --> G[地域事業所] F --> G H[セミナー 相談会] --> G </pre>

